

「高齡化社会と動物（ペット）飼育 ～社会福祉と動物愛護管理の他機関連携～」

高千穂保健所 衛生環境課

高齢化社会と動物（ペット）飼育 ～社会福祉と動物愛護管理の他機関連携～

●近年、高齢化に伴い新たに発生した、動物に関連する問題

(1) 多頭飼育崩壊問題

(2) 飼い主の死亡・入院・入所によるペットの放置

突然の



これらは「動物の問題」として捉えられがちであったが、動物の飼育状況の悪化だけでなく、飼い主の生活の質の低下や、悪臭・衛生問題といった地域の問題まで含めた広がりを持つ

高齢化社会と動物（ペット）飼育 ～社会福祉と動物愛護管理の他機関連携～

(1) 多頭飼育崩壊問題

① 飼い主の生活状況の悪化

生活困窮や社会的孤立、疾病、適切な判断力不足等

② 動物の状態の悪化

十分なエサが与えられない、病気やケガ、無秩序な繁殖

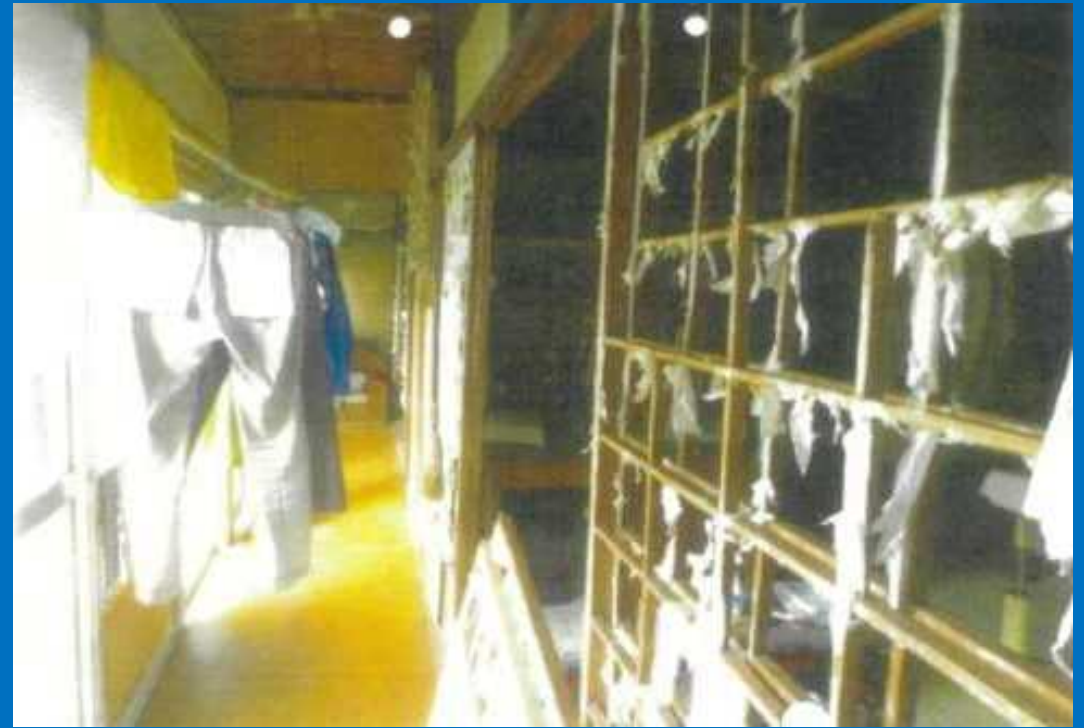
③ 周辺的生活環境悪化

悪臭、害虫（ノミ・ダニ、ネズミ、ハエ等）の発生

高齢化社会と動物（ペット）飼育 ～社会福祉と動物愛護管理の他機関連携～



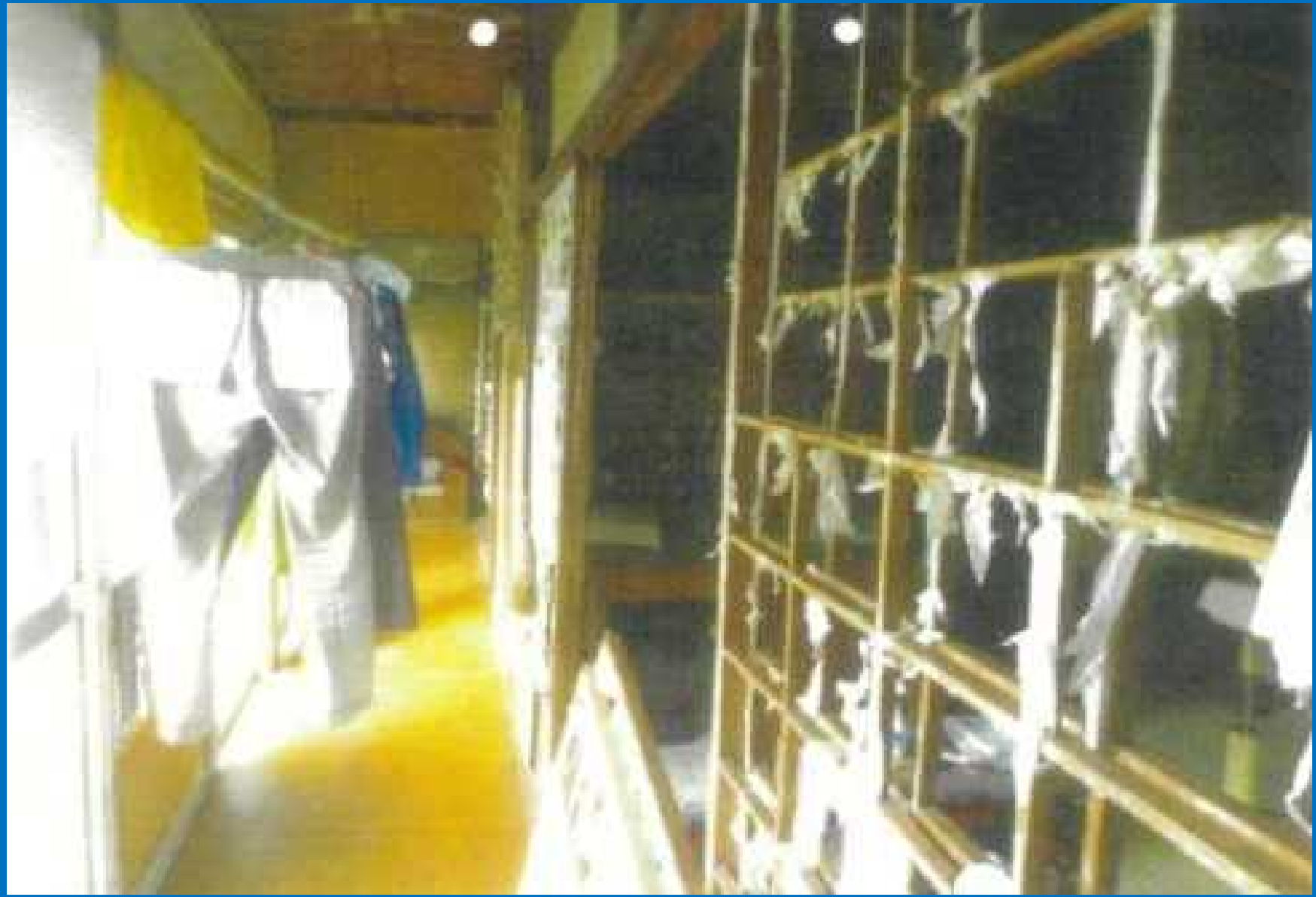
ゴミに埋め尽くされた人と猫の居住空間



多頭飼育崩壊現場

猫により破壊され尽くした居住内





高齢化社会と動物(ペット)飼育 ～社会福祉と動物愛護管理の他機関連携～



清掃後

ペットと暮らす シルバー世代の皆様へ



ペットの寿命は約15年。万が一自分が病気などになってしまったら？事前に考えてみましょう！

いまどきのペットの飼い方 大切なペットのために
飼い主に求められること

猫

- ・室内で飼うことが基本です。
- ・繁殖力が強いので、必ず不妊去勢手術をしましょう。
- ・飼い主が誰か分かるように名札やマイクロチップ (MC) の装着をおきましょう。



犬

- ・毎日の散歩やしつけが必要です。
- ・飼い主には市町村への飼い犬の登録と毎年狂犬病予防注射等が義務づけられています。
- ・不妊去勢手術や鑑札、注射済票、MC等の着用も必要です。



飼う前にチェックしましょう！

- ① ペットの世話に毎日時間をかけられますか？
- ② ペットを飼える住まいですか？
- ③ 世話をする体力や飼い続けるお金はありますか？



犬 1頭飼育者の場合	
平均支出金額	
1ヶ月あたりの総額 (医療費等含む)	10,368 円
犬の平均寿命	14.29 歳
猫 1頭飼育者の場合	
平均支出金額	
1ヶ月あたりの総額 (医療費等含む)	6,236 円
猫の平均寿命	15.32 歳

出典：平成30年全国犬猫飼育実態調査
(一般社団法人 ペットフード協会)

不測の事態に備えて事前に準備しましょう！

- 一時的な預かり先を見つけておきましょう
 - ・家族、友人、近所の人など、いつも会っている人ならペットも安心です。
- かかりつけの動物病院を作りましょう
 - ・歩いて通える距離や通いやすい場所が理想です。
 - ・普段から検診などで信頼関係を築きましょう。
 - ・一時的な預かりができる場合もあります。
- ペットホテルやペットシッターを調べておきましょう。
 - ・事前に探して、試しに短期間で利用してみましょう。
- 基本的なしつけをしておきましょう
 - ・トイレのしつけ
 - ・ケージの中でおとなしくできる
- ペットを清潔にしておきましょう。
 - ・ノミやダニの予防
 - ・ワクチン接種
 - ・寄生虫の駆除
 預ける時に必要です。
- ペットの健康手帳を作りましょう
 - ・ワクチン接種などの記録をつけると緊急時に便利です。



困ったときは？

- ・県では、犬猫の新しい飼い主さん探しをお手伝いしています。
- ・最寄りの保健所や動物愛護センターでは、ペットの飼養に関する相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

保健所、動物愛護センターの連絡先はこちら

日南保健所	0987-23-3141	高鍋保健所	0983-22-1330
都城保健所	0986-23-4504	日向保健所	0982-52-5101
小林保健所	0984-23-3118	延岡保健所	0982-33-5373
		高千穂保健所	0982-72-2168
みやざき動物愛護センター (県) (綾町、国富町の方)			0985-84-2600
みやざき動物愛護センター (市) (宮崎市の方)			0985-85-6011

下記URLでは、保健所、動物愛護センターで保護された犬の情報も掲載しています。
みやざきドッグ愛ランド <http://dog.pref.miyazaki.lg.jp>

考えてみましょう

・ 寿命
(飼主とペット)

・ 世話をする体力
と金銭と時間

・ **不測の事態時の
預かり先**

・ 基本的なしつけ
etc.



宮崎県
リーフレット

高齢化社会と動物（ペット）飼育 ～社会福祉と動物愛護管理の他機関連携～

突然の

(2) 飼い主の死亡・入院・入所によるペットの放置 問題となること:

- ペットは飼い主の所有財産であるため、保健所が勝手に（同意無く）保護できない
- 動愛法により「飼主には、ペットがその命を終えるまで飼養責任」が求められ、「引取を求める相当事由が無いと認められる場合」は、県は「その引取を拒否できる」とある

高齢化社会と動物（ペット）飼育 ～社会福祉と動物愛護管理の他機関連携～

突然の

(2) 飼い主の死亡・入院・入所によるペットの放置

事前対策として:

- ・独居高齢者のペット飼育に関する、役場内での福祉部門と動物管理部門との情報共有
- ・ペットを理由に入院・入所を拒否している高齢者の両部門の情報共有
→特に多頭飼育の場合は、早めに保健所への一報を

高齢化社会と動物（ペット）飼育 ～社会福祉と動物愛護管理の他機関連携～

●他機関連携：関連する分野と行政機関

- ・【社会福祉関連】社会福祉部局、保健所、福祉事務所、地域包括支援センター、精神福祉保健センター社会福祉協議会など
- ・【動物管理関連】動物管理関連部局、保健所、動物愛護管理センター、獣医師会、動物愛護ボランティア、動物愛護推進員など
- ・【その他】生活環境部局、住宅部局、医療機関、警察署、住宅管理者、自治会・町内会、近隣住民、飼い主の親族など